

【 受講規定 】 株式会社やさしい手 訪問介護員養成講座 2 級課程

1. 解約について

受講生のご都合により受講の解約を希望される場合は、速やかにご連絡ください。尚、テキスト代等受講料について、一旦お振込後に解約された場合もご返金は致しませんので、十分にご検討いただいた上でのお申込をお願い致します。

2. 実技演習補講について

お申しいただいたコースの実技演習日程を欠席される場合、他のコースの同じ講座を補講として受けて頂きます。欠席の際は速やかに教育研修課にご連絡いただき、補講日の予約をお願い致します。尚、補講にかかる費用については、受講生のご負担となっております。但し、やむを得ない場合は他社で補講を実施する場合があります。その際の補講料は他社の定める金額をお支払いいただくこととなっております。【 実技演習補講料・一日 3,000 円(税込)】

3. **実習について** 実技演習全 8 回終了後、施設等へ実習にいらして頂きます。施設実習については、平日に連続して 2~3 日で行うこととなっており、ホームヘルプサービス同行訪問実習は施設実習とは別日程で平日に 1~2 日行います。尚、実習日程決定後に日程変更する場合は、補講料が必要となります。また、施設実習は 1 日単位で受けることはできません。実習日程に関しては実技演習初日に当社が指定した日程と実習場所から選んでいただきます。実習決定後に実習日程を変更する場合は、補講料が必要となります。連続実習の為、1 日だけの変更(休みの場合)であっても 2 日分、または 3 日分の補講料がかかりますのでご了承ください。【 実習補講料・一日につき 5,000 円(税込)】

4. 健康診断について

実習を行うにあたり、実際に抵抗力の弱い高齢者に接するため、健康診断の受診を必須としています(健康診断は東京都が定める 11 項目を受診し、実習日初日に 3 ヶ月以内のものとする)。実習を行う施設によっては受診病院が指定される場合があるため、詳しい内容は実技演習第 1 回目にご説明致します。実習とは施設・在宅サービス・ホームヘルプサービス実習のことであり、実技演習とは異なりますのでお気を付けください。また、実習時期以外であっても受講生の心身の状況等に照らして受講継続の可否を検討する必要があると当社が判断した場合には、感染症等の疾病の有無や健康状態等を確認するため、診断書の提出をして頂く場合がございます。各診断の受診料・文書料は受講生ご負担となりますのでご了承ください。

5. 除籍について

下記のいずれかに該当する行為、状態があった場合には、当講座を除籍とさせていただきます。尚、各号に該当し除籍となった場合にも、一切の返金及び補償は行いませんので、予めご了承ください。

受講相談・申込時の他、受講中においても、受講適否に関する当社の必要な照会に対して虚偽回答や回答を拒否したとき
当講座あるいは当社の名誉を毀損、あるいは秩序を乱したとき。

故意に当社の施設・設備あるいは実習先の施設・設備等と毀損したとき。

受講証を他人に貸与し、貸与を受けた者が当講座を受講したとき。または実習を受けたとき。

感染症の方(尚、感染症の疑いある場合は診断書の提出等で非感染が明らかになるまで受講を中断して頂く場合があります)
講義・実習の進行を妨げるなど、他の受講生の受講及び実習の迷惑になる行為を行い、あるいは講師・職員や実習先の指示に従わず、改善が認められないと当社が判断したとき。

㈱やさしい手を退職、または疾病等により当社が定める学習期間内に修了できないとき。

理由の如何を問わず、定められた学習期間内に全ての科目を修了できなかったとき。

受講途中で、妊娠が判明し、体調管理等の理由で、当社が定める学習期間内に修了できなかったとき。

お申込後、通常の訪問介護員業務の遂行に支障を来すと認められる心身の疾患が判明したとき。

本規定に定める診断書の提出に応じなかったときの他、その他処分を相当とする行為があり、当社がそれを決定したとき。

6. 資格取得判定

診断書等は資格取得が可能であるのかの判断の一要素であり、訪問介護員 2 級課程を修了できるかはレポートの点数、受講状況など総合的な判断で決定するものとします。

7. 修了証書について

全ての学習内容の条件を満たした方は修了証書を発行します。但し、受講料ないし補講料等未納の場合は、全額納入後の発行となります。受渡し方法は、A コース受講者：登録事業所よりお渡しします。B コース受講者：宅急便等にてお送りします

以上